

新進研究者研究支援金規則

2017年3月11日
制定

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人社会情報学会（以下「本学会」という。）が行う新進研究者に対する研究支援金について定める。

(新進研究者研究支援金の意義、対象者、選考方法等)

第2条 新進研究者研究支援金は、会長が決定した新進研究者に対して、その研究を支援するために本学会が必要と認めた場合に支給する。

2 新進研究者を申請することができる者は、本学会の会員であって、若手支援委員会が指定した対象者に限る。

3 新進研究者研究支援金の選考方法等は、別に定める。

(予算)

第3条 会長は、理事会の議を経て、新進研究者研究支援金の予算金額を定める。

(予算の執行)

第4条 若手支援委員会は、新進研究者研究支援金にかかる予算執行の責を負う。

(新進研究者の会計報告義務)

第5条 新進研究者は、新進研究者研究支援金に関わる事業の終了後、速やかに会長に対して会計報告を行わねばならない。

(新進研究者研究支援金の返還)

第6条 新進研究者は、本学会の定めた研究支援条件に反した場合は、新進研究者研究支援金を返還しなければならない。

(本規則の改廃)

第7条 本規則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

1. 本規則は、2017年3月11日から施行する。

附則

1. 本規則（改定）は、2020年6月6日から施行する。